

1 台当たりの減車支援額の算定

1 支援額算定の目的等について

(1) 合理化事業計画策定の趣旨

下水道の整備により、し尿処理業者が影響を受け経営が不安定になることで、岡山市のし尿収集体制に支障がでる。市は、直営でのし尿収集を拡大して実施することもできるが、許可による場合よりもコストが高くつくため、合理化事業計画を策定し、し尿処理業者が規模を縮小させ、転業を図りながらも適正な収集が確保できる施策が有効であり、また、市の責務でもある。

(2) 代替業務による支援

合特法には、し尿処理業者を転業支援するための評価基準は定められてなく、各自治体ごとに任されている。

市は合理化対策事業計画において、し尿処理業者の事業転換のための支援策として代替業務を提供することとし、1台当たりの転業を図るための支援として適当な基準がないため、1台当たりの代替業務提供額から得られる利益相当額（支援額）を算定するための評価手法として営業補償（損失補償）の考え方を参考とするもので、実際に営業補償を実施するものではない。

し尿処理業者は、代替業務をとおして知識、技術、経験等を積み事業転換を図るものであり、関連した業務を、期間を定めて（5年間）提供し、他業者と競争して受注できるようになる機会を与えることにより、市は、その目的を果すものである。

また、金銭による支援ではなく代替業務による支援としたのは、新たな支出を伴わないため、市民負担を回避できるというメリットもある。

2 支援額算定の評価手法としての営業補償の考え方

(1) 営業補償とは

公共事業の施行による土地等の取得又は土地等の使用に伴い、通常生ずる営業上の損失を補償しようとするもので、想定される損失補償を見積もり損失項目を積み重ねることにより補償額が確定する。

(2) 営業補償で対象とする損失

公共事業が施行されなかったら当然そこで得ていたであろう通常の営業活動により得ていた利益に対する損失であり、事業の施行により通常生ずる損失補償といえる。

(3) 営業補償額算定の基準（一般補償）の3類型

① 営業廃止の補償

土地等の取得又は使用に伴い、営業を継続することが不可能と認められるときに行われる補償。

② 営業休止の補償

土地等の取得又は土地等の使用に伴い営業を一時休止する必要が認められる場合及び営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合における営業休止又は仮営業期間中に通常生ずるであろうと想定される損失補償。

③ 営業規模縮小の補償

営業用建物の敷地の取得又は使用に伴い営業用建物の規模を縮小して残地に存置させることが通常妥当と判断される場合の補償であり、その移転工法は、改造工法又はその規模を縮小しての構内移転をする場合に認定される。

3 1台当たり減車支援額算定の適用基準等

(1) 適用基準

1台当たりの減車支援額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日 国土交通省訓令第76号）（以下「補償基準」という。）を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。補償基準第47条（営業補償の廃止）に基づき、補償項目等は以下に示す通りとする。

(2) 適用基準の理由

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業（し尿処理業）に係る補償については、特に準拠すべき補償の基準がなく、公共事業の施行という観点から「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定。以下「用対連基準」という。）の考え方等を準用し、補償項目及び積算方式については、具体的に明示された「国交省基準」及びその運用方針を参考とした。

注）用地対策連絡会（略称：用対連）

中央用地対策連絡協議会、用地対策連絡会全国協議会、関東地区用地対策連絡協議会等の総称

公共・公益事業を実施する起業者の集まりであり、各起業者間において補償内容等に関する情報の交換、損失補償基準の運用についての調整を行うとともに、損失補償に関する研究、調査を共同して行う等、横のつながりを図る組織

(3) 営業補償額算定の該当基準

岡山市のし尿の収集・運搬については、直営と許可業者で区域割をおこない、許可業者は許可区域において事実上独占的に営業ができ、また、台数を限定（現在46台）して許可している。岡山市が下水道の整備等を推進すること（公共事業の施行）によって、各社1台ごとの収集区域も通常定められた中で業務が行われている現状から、1台ごと営業権があると想定し、1台当たりの収集業務が縮小され、合理化事業計画により収集量に応じて許可台数を減少させることになれば、1台当たりの営業を継続することが不可能となり、営業廃止の補償要件に該当するため、支援額算定の参考と

した。

<補償項目等>

補償項目	基本的な積算方法
1 営業権に相当する補償	<p>[市場で取り引きされている場合] 営業権の正常な取引価格</p> <p>[市場で取り引きされていない場合] 営業権 (E) = 年間超過収益額 (R) ÷ 年利率 (r) 年間超過収益額 (R) = 過去3年間の平均収益額 - (年間企業者報酬額 + 自己資本利子見積額)</p>
2 器具・備品等の売却損に相当する補償	<p>売却損補償額 = 現在価格 - 売却価格</p> <p>一般的に補償額は、現在価格の50%を標準とする</p>
3 従業員の解雇予告手当に相当する補償	<p>解雇予告手当 = 従業員の平均賃金 × 30日以上</p>
4 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	<p>従前の収益相当額 = 従来営業収益 × 2年以内</p> <p>従来営業収益 = 売上高 - 必要経費</p>
5 離職者補償	<p>補償額 = 賃金日額 × 補償日数 - 失業保険金相当額</p>

1 営業権に相当する補償

[営業権の説明]

営業権等には、行政庁の免許に基づき他に独占して利益を受ける場合と商法上の「暖簾 (のれん)」とがあり、企業のもつ営業上の収益力が他の業種の平均的な収益力に比較して超過している場合、その超過している部分 (超過利潤) を生む原因となっている一種の無体財産権で、し尿処理業の場合前述したように、独占的分野が保持されている将来の超過収益力を資本化した価値といえる。

減車する業者に対し、車両1台分のし尿処理業の権利等に対して対価を補償する。

し尿処理業は、その営業権の取引価格が特に定められていないため、補償基準に準じた方法 (将来生むと期待される超過収益の現在価値の総和を求めるもので、算定方法としては8%の利率で資本還元して求める) で、年間収益額を年利率を用いて資本還元した金額を取引価格とし、この額を補償額とする。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{①} & & \text{②} & & \text{③} & & \\
 \text{[計算式]} & \text{1台当たりの標準年間売上高} & \times & \text{利益率} & \div & \text{年利率} & \\
 & 26,286,810\text{円} & \times & 10.0\% & \div & 8\% & = 32,858,512\text{円} \\
 & & & & & & \rightarrow 32,858,000\text{円}
 \end{array}$$

① 平成12～14年度の9業者全体の各年度売上高を各年度の必要(計算)台数で割り、3年間の平均額で算定する。

$$\{(998,168,920 \div 38) + (962,437,528 \div 36) + (905,045,830 \div 35)\} \div 3 = 26,286,810 \text{円} / \text{1台}$$

② 現行のし尿処理手数料の改訂時(H9.4.1)における原価計算に用いた利益率

③ 用対連基準第43条第1項第1号、運用方針第26-2の規定による年利率

2 器具・備品等の売却損に相当する補償

車両を処分することにより現在価格と差額が生じ売却損が発生する。

減車する車両の補償額を算定する。

	①		②	
〔計算式〕	償却資産の評価額(車両取得価格)	×	残存率	
	6,264,950円	×	5%	= 313,247円 → 313,000円

① 車両取得額は、業者によって不明なものがあるためバキューム車2.7kl車1台の平均購入価格(ホース等架装一式を含み、登録諸費用・消費税額は含まない。)とする。

② 法人税法施行令第61条第1項の規定により、耐用年数(4年)超過後も引き続き事業の用に供している場合の償却限度額の95%を適用し、残存割合を5%とする。

3 従業員の解雇手当に相当する補償

業者規模も相違し、減車により転業するにあたって従業員の調整がつかず、解雇予告期限の猶予がない場合を想定する。

従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額を算定する。

従業員を解雇する場合、使用者はあらかじめ解雇の30日以上前に予告せねばならず、30日前に予告しない場合は、30日以上平均賃金を支払わねばならない。

	①		②	
〔計算式〕	職種別平均賃金日額	×	30日	
	運転手 16,700円	×	30日	= 501,000円
	作業員 13,800円	×	30日	= 414,000円
	予備員 3,050円	×	30日	= 91,500円
			計	1,006,500円 → 1,006,000円

① 平成15年度公共工事設計労務単価(中国地区)から算定

運転手: 特殊運転手、作業員: 普通作業員、予備員: 2者の平均×0.2人で算定

② 補償基準第47条第1項第3号、運用方針第32-4及び労働基準法第20条「解雇の予告」の規定により30日とする。

4 転業に必要とする期間の収益相当額の補償

営業廃止の補償は、営業を廃止し転業をすることを前提とする補償であり、転業し軌道に乗るまでの期間に対応する従前の収益相当額を補償する必要がある。

減車をすることとなる業者が、車両1台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定して、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

①	②	③	
[計算式] 1台当たりの標準年間売上高	× 利益率	× 転業に通常必要とする期間	
26,286,810円	× 10%	× 2年	= 5,257,362円
			→ 5,257,000円

① 1 ①のとおり

② 1 ②のとおり

③ 補償基準第47条第1項第4号、運用方針第32-6の規定により2年とする。

5 離職者補償（転業者等補償）

解雇する従業員に支払う補償であるが、今回の目的は転業支援であり、業者・従業員に知識・技術・経験等を積ませるためのものであり、業者の業務転換のための投資及び従業員の教育等にあてる転業者等補償としている。

解雇する従業員に対して離職者補償を算定する。

①	②	③	④	
[計算式] (職種別平均賃金日額 × 100% × 365日)	－	(雇用保険日額 × 180日)		
運転手 (16,700円 × 365日)	－	(8,350円 × 180日)		= 4,592,500円
作業員 (13,800円 × 365日)	－	(6,900円 × 180日)		= 3,795,000円
予備員 (3,050円 × 365日)	－	(1,525円 × 180日)		= 838,750円
			計9,226,250円	→ 9,226,000円

① 運用方針第54の規定により職種別平均日額の100%とする。

② 補償基準第68条に規定する期間は1年で、365日とする。

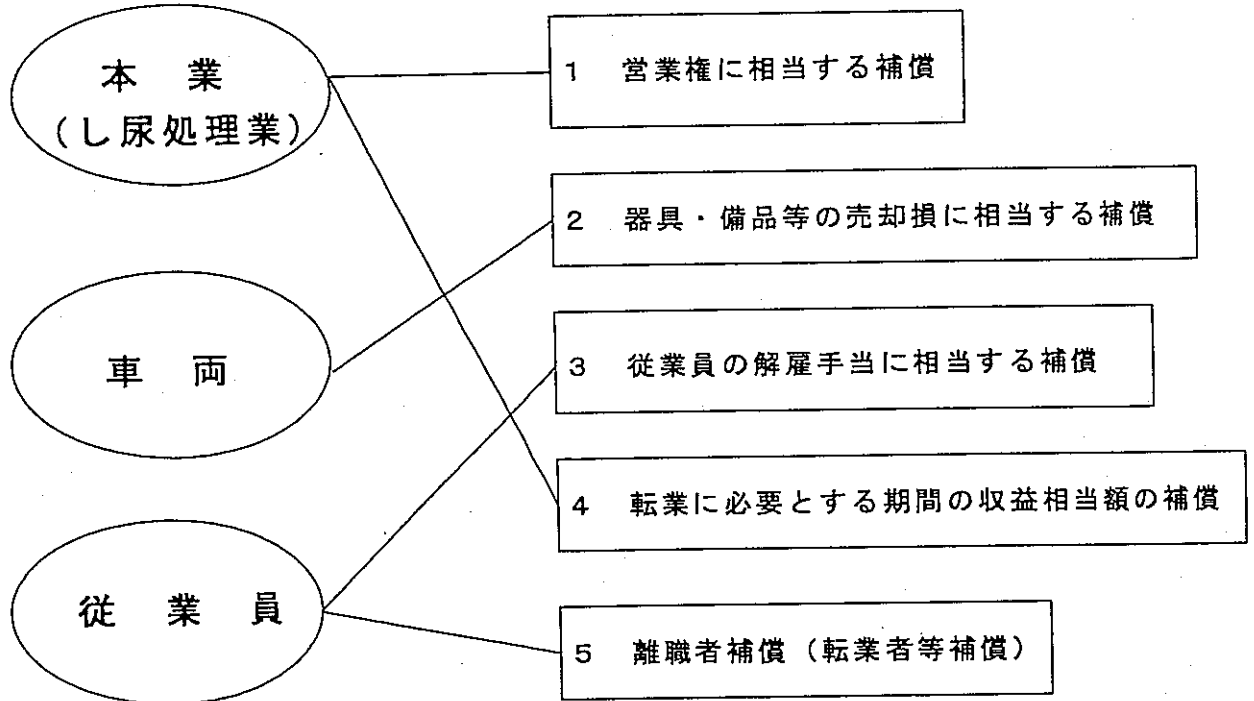
③ 失業期間中に支払われる雇用保険日額（職種別平均賃金日額 × 50%：雇用保険法第16条）

④ 雇用保険法第23条の規定により180日とする。

< 1台当たりの減車支援額 >

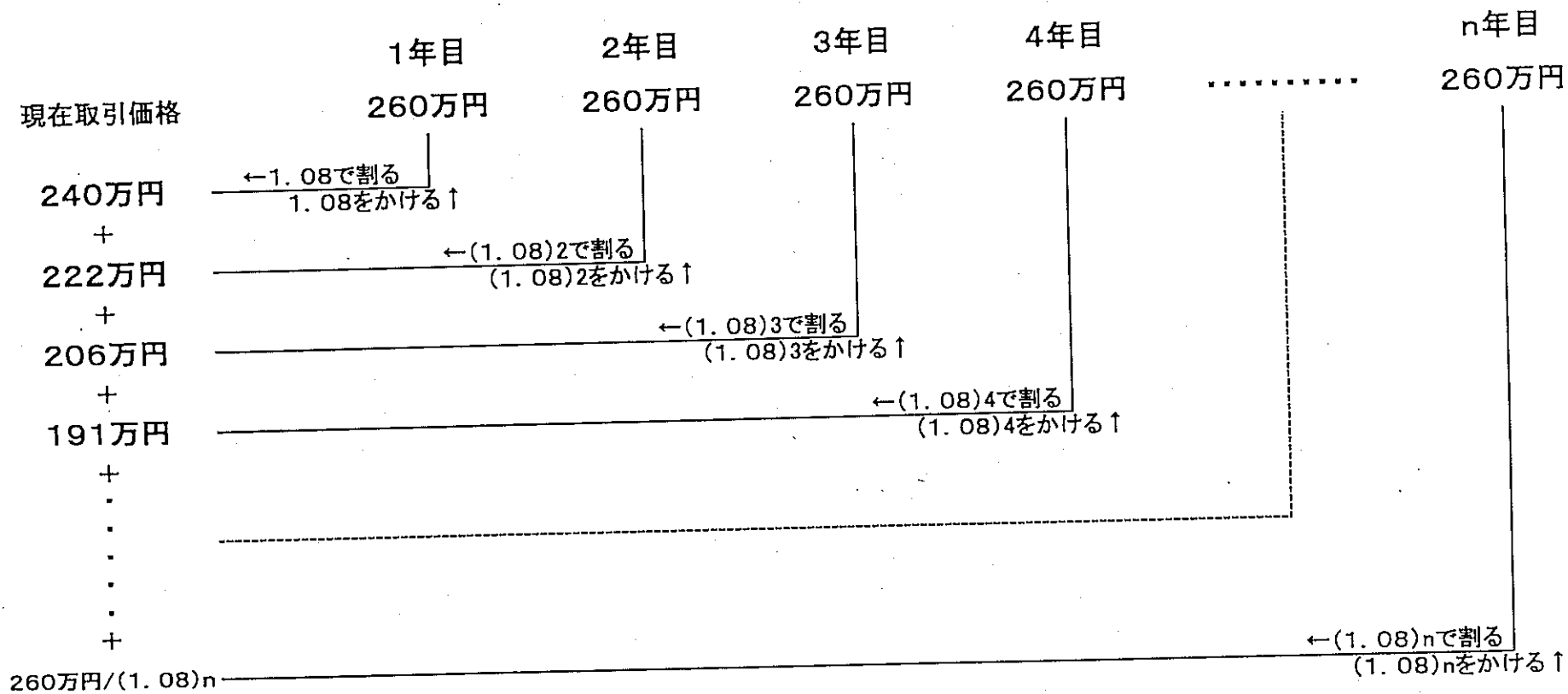
1	営業権に相当する補償	32,858,000円
2	器具・備品等の売却損に相当する補償	313,000円
3	従業員の解雇手当に相当する補償	1,006,000円
4	転業に必要とする期間の収益相当額の補償	5,257,000円
5	離職者補償（転業者等補償）	9,226,000円
	計	48,660,000円
		→ 48,600,000円

< 減車支援の相関図 >



「1台当たりの営業権の取引価格」を算定する考え方

～なぜ「1台当たりの年間利益260万円を年利率8%で割る」と「1台当たりの営業権の取引価格」が算定できるのかについて～



$$\sum \frac{260\text{万円}}{(1.08)^n} \doteq \frac{260\text{万円}}{0.08} = 3,250\text{万円}$$

「将来にわたって年間260万円の利益を上げ続けることができる」という営業上の地位ないし利益(営業権)を買い取るにはいくら必要か